



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032
東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

租税回避スキームで国税が1歳の孫に敗訴

武富士事件に象徴されるように、相続税を節税しようと様々な租税回避スキームが現れては課税当局と争われていますが、また新たな国際的な相続税回避スキームが裁判で争われ、なんと国税側が敗訴するという事案が出ました。

これは、名古屋地裁で判決があったもので、大手出版会社の元会長が、自分の孫がもうすぐ生まれることを知り、出産一か月前に母親をアメリカに移住させ出産。アメリカでは出産場所がアメリカであればアメリカ国籍を取得することができるため、孫はアメリカ国籍を取得。元会長（祖父）がスイスに保有する米国債 500 万ドルを基にアメリカで生命保険信託を設定。孫の父を被保険者、信託会社を受取人とし、孫に最終的に利益分配されるようにスキームを策定しました。

このスキームの最大のメリットは、日本でもアメリカでも課税されないという点にあります。アメリカの税法は割愛しますが、日本では、①非居住者で、②日本国籍がない者への③国外財産の贈与は非課税となっています。これを基に日本にない特殊な信託を利用し、500 万ドルを無税で孫に移転しようとした。

国側は、このスキームを否認し、約5億円の贈与税申告漏れを指摘しました。これに対して、1歳の孫（裁判の当事者は親）が名古屋地裁に提訴した結果、国側が敗訴するという結果になりました。

納税者勝訴の理由は、当時の相続税法における贈与税の課税対象となる信託の受益者に該当しないと認定されたからでした。

しかし、国側はこの判決を不服として控訴しています。今後もこの租税回避スキームの裁判結果を注視していきたいと思えます。

短期前払費用の損金算入は万能ではありません

表題は法人税基本通達 2-2-14 に規定されていて節税策として割と有名なものです。前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、当該事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいい、本来は期間対応により繰延経理するものです。しかし、重要性の原則から、前払費用でも、その支払った日から1年以内に受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることになっています。

要点をまとめますと次の3つすべてをクリアする必要があります。

- ① 一定の契約に従って継続的にその期間に等質、等量の役務の提供を受けるものであるか。
- ② 役務提供の対価を期末までに現実に支払っているか。
- ③ 支出日から1年以内に提供を受ける役務に係るものであり、時の経過に応じて費用化されるものであるか。

ですから、法人税負担を軽減すべく期末近くになって保険料や家賃の支払いを1年分前払いして利益⇌所得の圧縮を図る節税を講じる会社がありますが、少々古いですが、平成12年1月25日の長崎地裁でこの通達適用に釘をさす判決が出ています。それによりますと、この通達は企業会計原則の「重要性の原則」に準じ重要性の乏しい費用項目を対象としている主旨から、原価要素となったり、重要な営業経費となるものは取扱いの対象から除かれるのです。

この裁判では支出した前払費用が売上の20%近くに達し、その費用が前年比250%増となることなどから「課税上弊害がある。」と判断したようです。ご注意いただきたいのは、通達の文面からこの判決主旨まではなかなか読み取れないことです。私達も常に精進しなければなりません。